

令和 6 年12月24日 第10回野生イノシシ豚熱対策検討会

九州における豚熱対策状況について

農林水産省 消費・安全局動物衛生課
野生動物対策班

1. 佐賀県における野生イノシシの豚熱感染確認後の対応の経過

日付	対応
6月6日	佐賀県で九州初となる野生イノシシ豚熱陽性を確認
6月7日	大臣メッセージ、対策強化通知・捕獲強化通知
6月12・13日 7月11・12日	経口ワクチン緊急散布
7月8日	【佐賀県】鳥獣関係者向け説明会 農林水産省出席
7月8日	九州各県への豚熱拡大抑制に関する県担当者会議 今年度の猟期に向けた対応等について協議
7月23日	【佐賀県】佐賀県での狩猟自粛の協力依頼通知
8月2日 8月6日 9月5日	第20回拡大豚熱疫学調査チーム検討会・第8回野生イノシシ豚熱対策検討会合同会合 佐賀県：昨年度の県外からの狩猟者個人宛て、生産者支援課長名で佐賀県への狩猟での来訪自粛を要請。 農水省：感染地域への移動における洗車の励行、感染・非感染地域県をまたぐ狩猟自粛について通知。 環境省：感染・非感染地域県をまたぐ狩猟自粛についての通知。
8月20日	【九州農政局】九州トラック協会、九州運輸局を訪問し、まん延防止対策を依頼
9月18日 9月30日	第21回拡大豚熱疫学調査チーム検討会・第9回野生イノシシ豚熱対策検討会合同会合（持ち回り） 農水省：サーベイランス継続とワクチン散布範囲の拡大について通知
10月21日	佐賀県唐津対策強化会議
11月23日 12月	経口ワクチン後期散布

大臣メッセージ

○ 今般、佐賀県唐津市において、豚熱の感染が確認されました。九州の野生いのししでは初めての感染確認となります。

○ 我が国の豚八百九十五万頭の約三分の一（二百八十万頭）を占める養豚主産地である九州において、豚熱の感染拡大のリスクが、かつてないほど高まっています。

○ そこで、「ストップ豚熱」。地域の大事な養豚業を守るため、生産者をはじめとした養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、防疫対策に取り組むことが必要です。

○ まずは、地域での「ストップ豚熱」です。野生いのししの感染拡大を防ぐため、経口ワクチンの散布を進めます。野生いのししにおける感染拡大を防ぎ、九州の養豚業を守るため、農林水産省としては、専門家の議論も踏まえ、佐賀県で豚熱の経口ワクチン散布を行うことを可能といたします。佐賀県と連携して、迅速かつ重点的に、ワクチン散布を行ってまいります。

○ 次に、野生いのししのサーベイランスと捕獲を進めます。野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、九州全県で、野生いのししのサーベイランスを強化・徹底します。また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全県で、野生いのししの捕獲の強化にも取り組みます。特に、佐賀県では、発生が確認された地域において、重点的に取組を進めます。

○ そして、農場段階での「ストップ豚熱」です。豚熱の発生予防対策としては、適時・適切な飼養豚へのワクチン接種が必要ですが、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底することが重要です。生産者の皆様にかかれては、日頃の消毒はできているか、野生動物の侵入はないか等、農場にウイルスを持ち込ませないよう、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底を行うようお願いいたします。

○ 農林水産省は、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の皆様の御不安を払拭することができるよう、九州各県の皆様と一体となって、豚熱のまん延防止に全力で取り組んでまいります。

令和六年六月七日 農林水産大臣 坂本 哲志

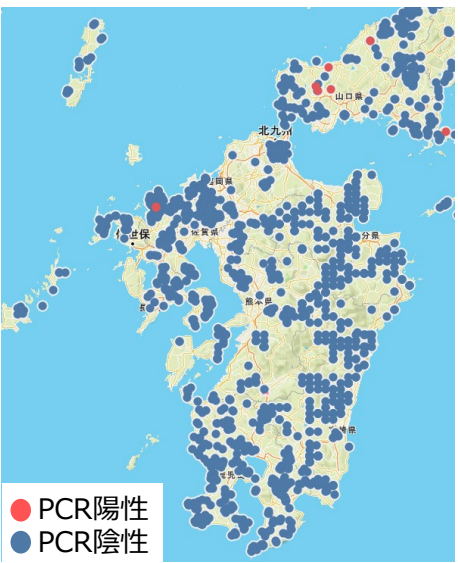
2. 佐賀県での野生イノシシの豚熱感染についての大臣メッセージ

3. 佐賀県における野生イノシシの豚熱拡大防止対策～事前の準備～

■ 佐賀県での農場発生事例（令和5年8月30日、31日）を踏まえた野生イノシシ対策の強化

サーベイランスの強化・徹底

- 各種対策を有効に実施するため、野生イノシシ群へのウイルスの侵入を速やかに発見し、浸潤状況を把握することが重要
- 防疫指針3-1の4に基づく野生イノシシでの豚熱浸潤状況確認検査（半径10km内）
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、サーベイランスを強化・徹底し、感染の有無を把握



県名	検査頭数
福岡県	274
佐賀県	419
長崎県	282
熊本県	323
大分県	369
宮崎県	359
鹿児島県	311
合計	2,338

令和5年8月29日から令和6年5月29日までの検査状況

佐賀県における経口ワクチンの散布準備

- 感染ごく初期における対応としては、感染確認地域周辺での緊急散布を実施する
- 猟友会等と連携して引き続き捕獲の強化を実施
- 協議会の設置
- 実地演習の実施
- 資材等の準備
- 経口ワクチンについては、60万個以上を確保済（5月末時点）

ワクチン散布準備

○経口ワクチン県協議会の設立
散布の枠組となる県協議会について、令和5年中に九州全県で設置済。

○経口ワクチン散布演習の実施
令和5年に宮崎県、佐賀県で実施。各演習には近隣県の担当者も参加。農林水産省、農研機構からも講師を派遣し、対応。



4. 佐賀県における野生イノシシの豚熱拡大防止対策 ～直後～

大臣メッセージ、対策強化通知・捕獲強化通知（6月7日） による対策強化

（１）豚熱感染状況検査（サーベイランス）

定点・定期調査による早期発見と感染状況の把握（※対策の起点）
感染状況に応じた対策の実施

（２）経口ワクチンの散布：緊急散布の実施

イノシシ同士の接触による感染拡大の防止（※ウイルスの封じ込め）

（３）捕獲強化

個体密度低下による感染拡大の防止

（４）人によるウイルスの広域拡大の抑制

人によるウイルスの持出し（持込み）防止対策

5. 佐賀県における豚熱経口ワクチンの緊急散布について

(1) 佐賀県における豚熱経口ワクチンの緊急散布概要

- 野生イノシシによる豚熱の感染拡大を防ぐため、①サーベイランス強化による状況把握、②捕獲強化、③豚熱経口ワクチンの緊急散布を実施
- 地理的障壁（海、高速・幹線道路、街、鉄道等）により、イノシシの移動が抑制されることを考慮しつつ、地元猟友会にイノシシの痕跡が多い地点を案内してもらい散布
- 地理的状况等を踏まえ、散布時、感染未確認ながらも、南側（伊万里・唐津東方面）だけでなく、北側（玄海町）での散布も実施（※散布後、6月21日に北側（玄海町）で感染確認）
- 感染イノシシの捕獲から半年が経過した11月末時点で、感染確認地域は6 km程度（本州では、1日当たり約200m感染拡大するとの報告もあり、感染拡大スピードは5分の1）

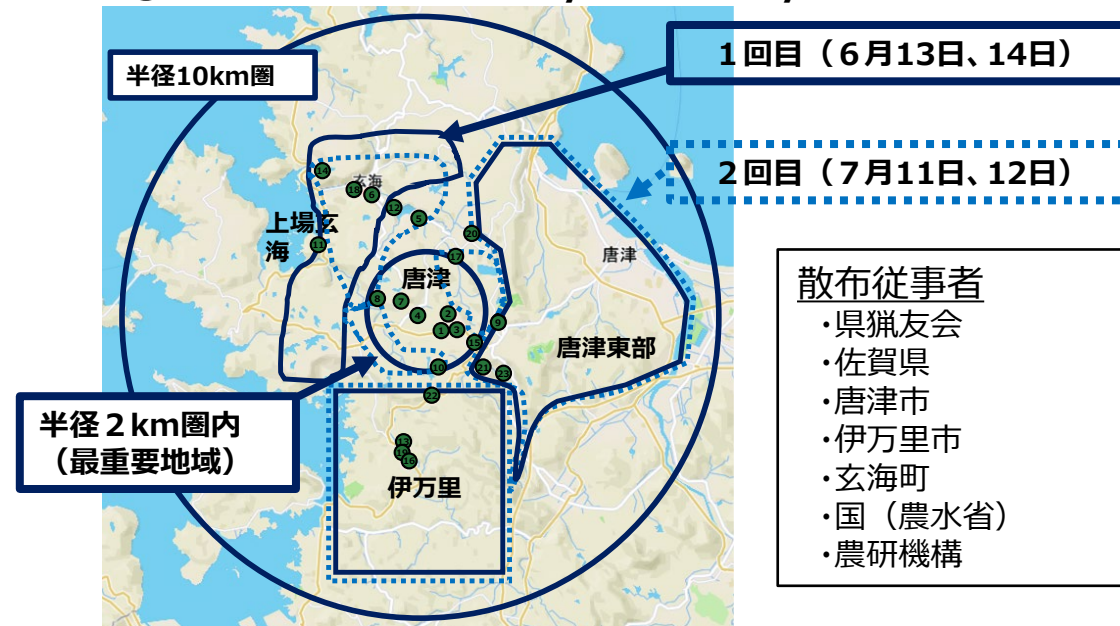
① 経口ワクチン散布方法（緊急）

1. 穴は掘らずに地表に豚熱経口ワクチンを置く。
2. その上に計量スコップ1杯分の誘引エサ（圧ペン トウモロコシ）を被せるように撒く。

※地表に露出させることでイノシシの視認性も高まる。
良い条件の場所は1 m程度離して2か所に散布。



② 緊急散布計画（6/13・14、7/11・12）



感染区域半径2 kmを最重点散布
計 約3,200個散布（2回合計）

6. 野生いのししでの広域拡大防止対策等について

(1) 農水省からの通知（8月6日）

九州をはじめとする野生いのししの感染状況が急速に悪化している地域における感染拡大リスクを低減させる取組が重要。県境を越えての感染地域拡大防止のため、対策の実施を依頼。

大日本猟友会会長宛て

6 消安第2847号 令和6年8月6日付け農林水産省消費・安全局長通知
「九州における県外狩猟の自粛等の協力について（依頼）」

- 狩猟者への豚熱対策の周知徹底について依頼
- 九州各県（特に佐賀県）へ来訪する県外狩猟の自粛について依頼

都道府県知事宛て

6 消安第2848号 令和6年8月6日付け農林水産省消費・安全局長通知
「豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策等について（依頼）」

- 運送や工事等を行う事業者に対する洗車等の励行
- 狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底及び今年度の県外狩猟の自粛の要請
- 野生いのししの感染率の上昇がみられる地域等の農場に対する飼養衛生管理基準遵守の再徹底

全日本トラック協会会長宛て

6 消安第2848号 令和6年8月6日付け農林水産省消費・安全局長通知
「豚熱の野生いのししでの広域拡大防止対策について（依頼）」

- 豚熱の感染が確認されていない都道府県（北海道、千葉県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）への移動での洗車の励行を依頼

7. 豚熱の野生いのししでの九州での広域拡大防止対策について

(2) 環境省からの通知 (9月5日)

狩猟の適正化を図るため、狩猟に係る注意事項等をまとめた通知文（環境省鳥獣保護管理室長通知）に、「豚熱まん延防止のための野生イノシシ対策について」の記載を追加。

都道府県鳥獣行政担当部（局）長宛て

環自野発第2409051号令和6年9月5日付け

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知

「令和6年度狩猟に伴う事故及び違法捕獲の防止等について（依頼）」

- 狩猟者が捕獲した個体及び肉、残渣等の感染確認区域外への持ち出しについて注意喚起
- 感染確認区域をまたぐ県外狩猟の自粛を要請
- 「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」やチラシ「狩猟者のみなさまへ～豚熱対策のお願い～」の活用を依頼

狩猟者のみなさまへ ～豚熱対策のお願い～

・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。

・イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」「ある地域では**早期の清浄化**」のために！

・皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。



感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」「**消毒**」を実施。
（具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。）
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につみ衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。
※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。
- 清浄地域と非清浄地域の県境をまたぐ狩猟を自粛。

消毒のポイント（場所、ものなど）



洗浄・消毒の方法

- **靴の裏、タイヤ周り**
→ ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
ウイルスは肉や血液だけでなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。
- **器具（ナイフなど）**
→ ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- **消毒方法**
→ アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。
手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬のニオイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。
※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。

※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等での衛生対策は自治体担当部局の指示に従ってください。
※死亡イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

令和4年8月 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課
環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

7. 豚熱の野生いのししでの九州での広域拡大防止対策について

(3) 繁殖期に向けた対策

・県外狩猟の自粛徹底、狩猟者の衛生対策の徹底等を継続

○9月30日付け動物衛生課長通知により、さらに

- ・10月以降についても、九州各県でのサーベイランスを継続
- ・特に佐賀県では、感染確認区域を中心にサーベイランスの強化を継続し、感染確認区域の外側についても注意。
- ・経口ワクチンの散布については、佐賀県を除く九州各県ではサーベイランスで把握された豚熱の感染状況に応じて散布の実施を決定することから、散布の準備の推進。
- ・佐賀県については、今後実施される定期ワクチン散布では、本年6月及び7月に実施した緊急ワクチン散布の範囲（初期発生の10km圏内）を基本としつつ、感染確認状況を踏まえ、感染拡大を抑えるように散布重点範囲を設定。

○10月25日付け動物衛生課長通知により、さらに

- ・狩猟・捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底及び今年度の県外狩猟の自粛の要請
- ・佐賀県では、野生いのししでの豚熱感染が確認されていない県
（福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）在住の狩猟者に対して狩猟者登録証等の交付を行っている場合は、当該狩猟者が居住する県に対し、豚熱対策の参考として、狩猟者の登録数等について情報提供